

矢吹町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 7 月
矢 吹 町

目次

はじめに	1
第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方	3
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的	3
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
第3節 対策の時期区分	5
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	7
第5節 対策推進のための役割分担	10
第6節 町行動計画の実効性を確保するための取り組み等	12
第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点	12
第1節 町行動計画における対策項目	12
第2節 横断的な視点	12
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み	14
第1章 実施体制	14
第1節 準備期	14
第2節 初動期	14
第3節 対応期	15
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	15
第1節 準備期	16
第2節 初動期	17
第3節 対応期	17
第3章 まん延防止	18
第1節 準備期	18
第2節 初動期	19
第3節 対応期	19
第4章 ワクチン	19
第1節 準備期	19
第2節 初動期	21
第3節 対応期	21
第5章 保健	22
第1節 準備期	23
第2節 対応期	23
第6章 物資	23
第1節 準備期	23
第2節 対応期	24
第7章 町民生活・社会経済の安定の確保	24
第1節 準備期	24
第2節 初動期	25
第3節 対応期	25

はじめに【計画策定の趣旨・目的】

1. 感染症危機を取り巻く状況

近年、気候変動等による環境変化や、開発の進展による都市化や人口密度の増加等により、未知の感染症と接触する機会が増加しています。さらに、国際交流の進展や人や物の移動の高速化及び大量化により、未知の感染症が発生した場合には、短期間で広範囲に拡散するおそれが大きくなってきています。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、令和2年(2020年)以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)が、世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっており、改めて、引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを認識する必要があります。

しかしながら、新興感染症等の発生時期を正確に予見することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能なため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要となります。

また、人獣共通感染症について、ヒト、動物及び環境の分野横断的な課題解決に取り組むワンヘルス・アプローチや、既知の感染症であっても特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性(AMR)への対策等の推進も重要な観点になります。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しており、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないことから、パンデミックを引き起こし、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、本町の危機管理としても重大な問題として捉え、速やかに対応していかなければなりません。

本町では、「矢吹町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、次なる感染症危機に備え、国や県、関係機関との緊密な連携を図りながら、平時の備えに万全を期すとともに、有事には感染症の特徴や科学的な知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施します。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

国は、平成24年(2012年)4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)が制定されたことに伴い、平成25年(2013年)6月、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示す「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下、「政府行動計画」という。)を作成し、その後、新型コロナ対応の経験や課題をふまえ、令和6年(2024年)7月、政府行動計画を全面改定しました。

また、福島県（以下、「県」という。）においても、平成25年（2013年）12月に特措法に基づき「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を作成し、新型コロナ対応をふまえた政府行動計画の改定に伴い、令和7年（2025年）3月に県行動計画を改定しています。

本町では、平成27年（2015年）6月に特措法に基づき「矢吹町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「町行動計画」という。）を策定しましたが、次なる感染症危機に備えるため、今回改定された政府行動計画及び県行動計画との整合性を図る見直しを行います。

3. 計画の位置付け

町行動計画は、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画の内容をふまえて、町内の新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項について定めます。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法
（市町村行動計画）

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

（1）町行動計画で定める事項

- ①新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項。
- ②新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供。
- ③住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置。
- ④生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置。
- ⑤新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項。
- ⑥新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項。

（2）町行動計画の推進体制及び進捗管理・見直し

町行動計画の推進については、課長連絡会議を中心とする部局横断的な体制の下、新型インフルエンザ等に関する情報共有や町行動計画に基づく取り組みの進捗管理を行うとともに、学識経験者や各分野の関係団体等で構成される「矢吹町健康づくり推進協議会」において、各取り組みの進捗状況や課題等の確認を行う。なお、政府行動計画及び、県行動計画の改定の動きを注視しながら、必要な対策や計画の見直しについて協議し、本町における新型インフルエンザ等対策の推進を図ります。

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予見することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるため、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられます。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康、町民生活や社会経済にも大きな影響を与えかねません。新型インフルエンザ等については、長期的には町民の多くが、り患するおそれがあります。

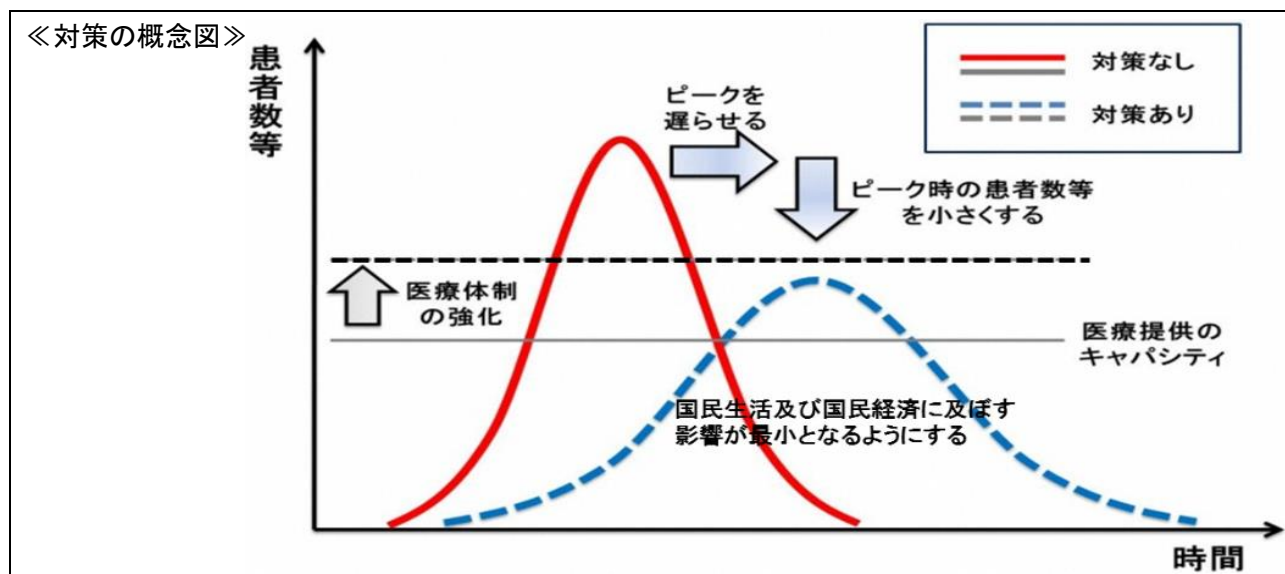
また、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということが想定され、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付けし、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があります。

①感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化に取り組み、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないなかで、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

②町民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減し、安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等をふまえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないことから、町行動計画は、発生した新型インフルエンザ等の特性をふまえつつ、中長期的に複数の感染の波が生じることを想定し、様々な状況で幅広く対応できるよう、以下の①から④までの基本的な考え方により進めていきます。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化についても想定する。また、科学的知見及び国の対策等をふまえ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて戦略を確立する。（具体的な対策については、第2部において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況をふまえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び社会経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、国、県が行う不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要です。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施するなど、積極的に検討することが重要です。

また、従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼びかけを行うことも必要です。

なお、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町等の対策には限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いや咳エチケット、場面に応じたマスク着用等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となります。

特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要です。

第3節 対策の時期区分

(1) 対策の時期区分

「準備期」「初動期」「対応期」の3つの時期に区分し、対応すべき新型インフルエンザ等対策について定めます。

【準備期】※課長連絡会議での対応

○新型インフルエンザ等が発生する前の時期（平時）

- ・地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、町民に対する啓発や県・町・企業等による事業継続計画等の策定、DXの推進、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。
- ・準備期の対応は、「課長連絡会議」を中心とする部局横断的な体制の下、新型インフルエンザ等に関する情報共有や町行動計画に基づく取り組みを行う。「課長連絡会議」は、各課の課長を構成員としてあたるものとする。

【初動期】※新型インフルエンザ等対策課長連絡会議での対応

○国が感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置された後、基本的対処方針が定められ、それに基づく対策が実行されるまでの時期

- ・初動対応の体制への切り替えを行うとともに、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
- ・初動期の対応は、新型インフルエンザ等の発生に備え、各課が連携し対策を総合的に推進するため、「新型インフルエンザ等対策課長連絡会議」を開催し、保健福祉課が中心となり、全庁を横断した体制を構築し、総合的かつ効果的な対策を推進する。「新型インフルエンザ等対策課長連絡会議」は、保健福祉課の管理監督職及び、各課の課長を構成員としてあたるものとする。

【対応期】※矢吹町新型インフルエンザ等対策本部での対応

○基本的対処方針に基づく対策を講じる時期

- ・対応期の中でも以下のアからエの時期に区分し、それぞれの時期に応じた対策を講じるものとする。

- ・対応期の対応は、国が緊急事態宣言を行った場合には、直ちに「矢吹町新型インフルエンザ等対策本部」（以下「町対策本部」という。）を次のとおり設置し、緊急事態措置対策の総合的な実施体制を整えます。
- ・ただし、緊急事態措置にかかわらず、町は新型インフルエンザ等対策上必要があると認めたときは、任意の町対策本部を設置し、基本的対処方針に基づく対策を講じることができる。なお、国、県の対策本部が廃止となったときは、速やかに廃止する。

■矢吹町新型インフルエンザ等対策本部

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	総務課長、企画・デジタル推進課長、まちづくり推進課長、総合窓口課長 税務課長、保健福祉課長、農業振興課長、商工観光課長、都市整備課長 上下水道課長、教育振興課長、生涯学習課長、子育て支援課長、議会事務局 長、矢吹消防署長
事務局	保健福祉課 健康増進係

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・国内、県内で新型インフルエンザ等が発生した初期段階であり、病原体の性状について限られた知見しか得られていない状況となることから、過去の知見等もふまえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、まずは封じ込めを念頭に対応する。
- ・患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討及び病原性に応じて不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・国内、県内で感染が拡大し、感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等をふまえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。
- ・対策の検討にあたっては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の分類を行った上で、各対策項目の具体的な内容を定めるとともに、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。
- ・感染や重症化しやすいグループが特にこどもや若者、高齢者の場合、必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることをふまえ、適切なタイミングで、

柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

- ・ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進み、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回った場合、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市又は指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に特措法その他の法令、行動計画に基づき相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合において次の点に留意します。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要です。このため、以下のアからカまでの取り組みにより、平時の備えの充実を進め、訓練等により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を図ります。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

- ・将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要な準備を行う。

イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

- ・初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内、県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、感染事例の探知能力を向上させるとともに、探知した後、速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。

ウ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

- ・感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に認識してもらうとともに、次なる感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ 医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等の備え

- ・感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際に速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等について、関係者間で情報共有を図りながら取り組みを進める。

オ 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

- ・感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。
- ・有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等についての取り組みを進める。

カ 負担軽減や情報の有効活用、国・県・町の連携等のためのDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や人材育成等

- ・保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国・県・町の円滑な連携等を図るためのDXの推進や人材育成等の取り組みを進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切り替え

対策にあたっては、バランスをふまえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。

このため、以下のアからエまでの取り組みにより、感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切り替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切り替え

- ・対策の切り替えにあたっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づく対応を行うため、情報収集・分析の体制整備を進める。

イ 医療提供体制と町民生活及び社会経済への影響をふまえた感染拡大防止措置

- ・有事には感染症予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。
- ・リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え

- ・科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。
- ・あわせて、対策の切り替えの判断の指標や考慮要素について、国のガイドライン等をふまえ、可能な範囲で事前に検討を行う。

エ 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

- ・対策にあたっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるために、分かりやすい情報提供・共有が必要である。

- ・このような取り組みを通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講じる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況もふまえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信する。

(3) 基本的人権の尊重

町は、基本的人権を尊重した、新型インフルエンザ等対策を実施する。特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限とするとともに、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷など、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。

これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意し、町民の安心の確保を図り、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組みます。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部や県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

町は県に対し、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する総合調整の要請を行います。

(5) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有など、連携体制の整備等に取り組みます。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携しながら、災害の発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

(6) 記録の作成や保存

町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表します。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組むとともに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究、それに係る国際協力の推進に努めます。

こうした取り組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止のための対応など、県内における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定や民間検査機関等との検査等措置協定の締結により、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制を確保するとともに、保健所や衛生研究所における対応体制について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、必要な感染症対策を実行します。

(3) 町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や N95 マスク等の個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定を進めるとともに、関係機関との連携を図ることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

(5) 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます。

(7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されることから、特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄に努める等、対策を行う必要がある。

(8) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルで、感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるため、個人レベルでの対策に努める。

第6節 町行動計画の実効性を確保するための取り組み等

(1) 定期的なフォローアップと必要な見直し

町行動計画に基づく対策等の取り組み状況について、「矢吹町健康づくり推進協議会」の意見を聴きながら、定期的なフォローアップを行い、PDCA サイクルに基づき改善を図る。国、県からの行動計画の充実に資する情報提供を基に、適宜、町行動計画の見直しを行う。

(2) 新型インフルエンザ等への備えに係る機運の醸成

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものであることから、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取り組みを継続的に行うことが重要です。

新型コロナへの対応の経験をふまえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、県や町、医療機関、学校、高齢者施設等が、訓練や研修、啓発活動等の取り組みを通じて、平時から新型インフルエンザ等に備える機運の醸成を図ります。

第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目

政府行動計画及び県行動計画をふまえ以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とします。なお、各対策項目の基本理念と具体的な内容については、第2部の各章に記載します。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活・社会経済の安定の確保

第2節 横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、複数の対策項目に共通して考慮すべき横断的な視点は、以下の事項とします。

(1) 国、県・町及び関係機関の連携

新型インフルエンザ等の対応にあたっては、国、県・町が適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策を地域の実情に応じて行います。町は住民に最も近い行政単位として予防接

種や住民の生活支援等の役割を担います。

新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析、町民等に対する適切な情報提供・共有など、新型インフルエンザ等の発生の初期段階から迅速な対応を可能とするためには、国、県・町及び関係機関の連携体制を平時から整えておくことが不可欠です。

また、国と県・町が平時から意見交換を行い、対策の現場を担う県・町の意見を新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に適切に反映させるとともに、国と県・町等が共同訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要です。

さらに、新型インフルエンザ等への対応では県や町の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、県と町との連携、市町村間の連携など、広域的な連携についても想定し、平時から連携体制やネットワークの構築に取り組む必要があります。

(2) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

接種対象者の特定や接種記録の管理等のための予防接種事務のデジタル化及び全国ネットワークの構築に向けた標準化など、国によるDX推進の取り組みをふまえ、新型インフルエンザ等対策におけるデジタル技術の活用を図ります。

県や医療機関との連携により、事務に従事する者の行動の変容に繋がる意識改革や運用が開始された技術の普及・活用促進にも取り組んでいくことが重要です。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み

第1章 実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康や町民生活及び社会経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、町、医療機関、その他関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら実効的な対策を講じていくことが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要があります。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し町民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるよう取り組みます。

第1節 準備期 ※課長連絡会議での対応

1-1. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容をふまえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成・変更する。その際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

1-3. 国、県・町等の連携の強化

- ① 国、県・町及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練の実施により、相互の連携を強化する。
- ② 国、県・町及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期 ※新型インフルエンザ等対策課長連絡会議での対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、町は必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2をふまえ、必要な人員体制の強化が可

能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期 ※矢吹町新型インフルエンザ等対策本部での対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

町対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町村に対して応援を求める。

3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

緊急事態措置を講じなければ医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることをふまえ、国が緊急事態宣言を行った場合には、直ちに町対策本部を設置し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

ただし、緊急事態措置にかかわらず、町は新型インフルエンザ等対策上必要があると認めたときは、任意の町対策本部を設置することができる。

なお、国、県の対策本部が廃止になったときは、速やかに廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があります。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーション

ンを行い、町民等、県や他市町村、医療機関、事業者等に対し、リスク情報とその見方の共有を図り、町民等が適切に判断・行動できるように取り組みます。

このため、平時から町民等の感染症に対する意識の把握に努め、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備えリスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取り組みを進める必要があります。

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

町は、平時から国や県等と連携し、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、町民等の理解を深めるため各種媒体を利用し、継続的かつ適時に分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取り組み等を通じ情報提供・共有の有用な情報源として、町民等の認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が、社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び町の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

また、県及び町は、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

町は、国、県及び関係機関と連携し、様々な機会を捉えて、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなり得ること等について啓発する。

また、県及び町は、保健衛生部局と教育委員会等が連携し、児童・生徒への感染症に関する正しい知識の普及や偏見・差別をなくすための人権教育に取り組むとともに保護者に対しても科学的根拠に基づいて感染症に正しく向き合うよう啓発に努める。

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

SNSの普及等に伴い情報の発信・拡散が容易となっており、ひとたび拡散された偽・誤情報への対処は困難である。町は、国、県及び関係機関と連携し、国が提供・共有する科学的知見等に基づく情報を活用しながら、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう情報提供に取り組むとともに、町民等へ正しい情報の選択と冷静な判断を呼びかけるなど、偽・誤情報に関する啓発に努める。

1-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取り組みの推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有

町は、国が準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方をふまえて提供する情報に基づき、県や関係団体等との情報提供・共有を行う。

また、町は県と連携し、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請に基づき、コールセンターの設置や国が作成する Q&A 等のホームページ掲載など、相談対応に必要な体制を整備するとともに、関係部局で情報を共有する。

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、国、県及び関係機関と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく法的責任を伴い得ることや患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなり得ること等について、その状況等をふまえつつ適切に情報提供・共有する。

あわせて、国、県及び町、NP0 等が設置する偏見・差別等に関する相談窓口の情報について町民等に周知するなど、国と連携し、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

2-4. 医療提供体制の確保に関する周知

町は、県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について町民等に周知する。

第3節 対応期

3-1. 基本的な対応方針

以下の項目については、初動期に引き続き、適切に対応を行う。

- ・ 情報提供・共有（2-1）
- ・ 双方向のコミュニケーションの実施（2-2）
- ・ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応（2-3）

3-2. 医療提供体制等の情報提供

町は県と協力し、地域の医療体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について町民等に周知する。

ワクチンや治療薬等により対応が高まる時期において、県が相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更する等の所要の措置を講じる。町は県と協力して、当該措置について町民等への周知を行う。

第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的に取り組みます。

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要であるため、特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策になります。

このため、町は特措法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適応がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施します。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることをふまえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行います。

町は、国及び県と連携しながら、平素から基本的な感染対策の普及を図り、国と県が行う感染対策の実施要請に協力し、周知します。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法

(基本的人権の尊重)

第5条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

2-1. 町内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 基本的な感染対策等に係る要請等

町は、国及び県と連携し、町民等に対し換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取り組みを勧奨するとともに、国、県が行う要請に協力し周知を行う。

また、病原体の性状によって、症状のない時でも感染させる可能性がある場合には必要に応じ、町民等に対して症状の有無にかかわらずマスクを着用するよう呼びかけるなど、より効果的な感染対策の徹底を求める。

第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

そのため、国、県及び町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要があります。

新型インフルエンザ等の発生時には、事前の計画をふまえつつ、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、接種体制を構築し、ワクチンの接種を実施します。

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

1-2 ワクチンの供給体制

町は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県との連携の方法及び役割分担について協議する。

町は、実際にワクチンを供給するにあたっては、随時事業者の把握を行うほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3. 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）

県及び町は、特定接種の対象となる事業者に対する登録作業に係る周知など、国による事業者登録の取り組みに協力する。

1-4. 接種体制の構築

1-4-1. 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-4-2. 特定接種

- ① 町は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に対する特定接種の実施主体として、速やかに特定接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、原則として集団的な接種により接種を実施することとなる。

特に、登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

- ② 特定接種の対象となり得る町職員については、所属する町が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

1-4-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）町は、国又は県の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

（イ）町は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する本町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取り組みを進める。

（ウ）町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-5. 情報提供・共有

町は、医療機関や教育委員会等と連携し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方など、国や県が提供する情報をもとに町民等にわかりやすい情報発信を行い、予防接種やワクチンへの理解促進を図る。

1-6. DXの推進

町又は県は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化など、国が進めるDXを活用し、新型インフルエンザ等の発生により予防接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理を行えるよう、必要な準備を進める。

第2節 初動期

2-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-2. 接種体制

町は、国や県と連携し予防接種の開始に向け接種に関する相談窓口の周知に努める。

2-2-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備にあたっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は管内市町村と連携し、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ④ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて地域医師会、近隣市町村、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。
- ⑤ 町は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑥ 町は、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。
- ⑦ 接種会場での救急対応については、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、適切な連携体制を確保する。

第3節 対応期

3-1. 接種体制

- ① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 町又は県は、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことに伴い追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国や県、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備を図る。

3-1-1. 特定接種

3-1-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

町は、国が特定接種を実施することを決定した場合に、国や県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-1-2. 住民接種

3-1-2-1. 予防接種体制の構築

町は、国が決定した住民接種の接種順位に基づき、町民等が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、国や県と連携して接種体制の構築を進める。

また、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

町は、原子力災害により住民票のある市町村の区域外に避難している者が接種を希望する場合に、避難先自治体で円滑に予防接種が受けることができるよう、国や県、避難先自治体、避難元自治体と連携して対応する。

3-1-2-2. 接種開始及び接種体制の拡充

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、感染状況をふまえ、公的な施設を活用する等、接種体制を確保する。

また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、保健部局が介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-1-2-3. 接種記録の管理

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-2. 健康被害に対する速やかな救済

県及び町は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者への救済制度について町民等への周知を行うとともに、申請者が急増した場合には、体制強化を図り迅速な救済に取り組む。

3-3. 情報提供・共有

町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンの理解を深めるために国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。

第5章 保健

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び県衛生研究所は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ患者の発生動向の把握から情報提供・共有までの重要な役割を担います。

保健所及び県衛生研究所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定されます。このため、町は、平時から多様な主体との連携体制を構築し、県が実施する健康観察や生活支援に協力を行い、地域における新型インフルエンザ等対策を推進します。

第1節 準備期

1-1. 健康観察及び生活支援の準備

町は、平時から県と協議し、健康観察等への協力の準備を進める。

有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅で療養する場合には、陽性者への食事の提供等を実施するため、町は県と連携し、地域全体で感染症危機に備えた体制の整備を進めます。

第2節 対応期

2-1. 主な対応業務の実施

2-1-1. 情報共有

町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民等の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

2-1-2. 健康観察及び生活支援

- ① 町は、保健所へ応援職員を派遣するなど県が実施する健康観察に協力する。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、医療や検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要であり、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じます。

町は平時から国及び県の方針に基づき個人防護具や感染症対策物資等の備蓄を進めます。

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 町は、白河地方広域市町村圏整備組合が救急事業に必要な個人防護具を備蓄するよう、連携して取り組む。

※災害対策基本法

第 49 条（防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務等）

災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

第 2 節 対応期

2-1. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、関係機関等とともに、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第 7 章 町民生活・社会経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨します。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行います。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努めます。

第 1 節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

- ① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、国及び県と連携し、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会との協議のもと火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 初動期

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

町は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性がある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう、国、県が行う要請に協力し周知を行う。

2-2. 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 町民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取り組み等の必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民生活及び社会経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講じる。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は町民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講じるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

- ⑦ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認める場合で、当該町長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めた場合には、当該特例に基づき対応する。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等

町は、県と連携し、事業者に対し従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施をするよう、県が行う要請に協力し周知を行う。

3-2-2. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び社会経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置やその他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じる。

3-2-3. 町民生活及び社会経済の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、上水道を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じる。